

## 令和元年度第1回陸前高田市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 令和元年7月25日（木曜日）  
午後1時30分 開会  
午後2時40分 閉会
- 2 場 所 市役所4号棟 第4会議室
- 3 出席者 戸羽市長、金教育長、佐々木教育委員、伊藤教育委員、遠藤教育委員、  
木下教育委員、齋藤福祉部長、
- 4 事務局 細谷教育次長、千葉子ども未来課長、千葉学校教育課長、小野寺管理課長補佐、  
菅原主事

### ○管理課長補佐

ただ今から、令和元年度第1回陸前高田市総合教育会議を開会いたします。  
はじめに、戸羽市長からご挨拶をお願い致します。

### ○市長

教育委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は令和元年度の第1回陸前高田市総合教育会議ということでお集まりをいただいております。

学校教育については、さまざま先生方にやっていただいておりますけれども、教育施設のところで小友小学校の校舎があのような状況にあります。この間、国の方とも色々なお話をしてきたのですが、防潮堤ができることによって、小友小は浸水区域ではなくなる。こういうのが国の考え方ということで、なかなか校舎そのものを新しくするとか、改造するというのが難しい状況でございます。ただ、せめて体育館を新しくすることによって、生徒の安全をさらに高めるといってもありますし、それから、いろんな新しい施設ができていく中で、小友小学校だけが今のままというのがあまりにも、同じ市民、同じ子供たちという目線に立つと少しおかしいのではないかと我々も考えておまして、今すぐというわけではありませんが来年度予算の中で、どんな形が良いのかというのを教育委員会の中で模索していただいているところでございます。子供たちの教育環境をどのようにしていくか、これは永遠の課題でもありますが、子供の数が少ない当市でありますから、一方ではたくさん子供がいる地域ではできないようなこともできるのかなとも思っています。そういう意味では、ぜひ教育委員の皆様方、今日ということでなくて構いませんから、気が付いたことがありましたら、どんどん進言を頂いて、要請いただけることはできるだけ早く対処してまいりたいと思っております。よろしく願います。

今日は、協議事項が2点ございますが、教育大綱の見直し等が提案されるとのことでありますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂いて、より良い環境づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

### ○管理課長補佐

続きまして、金教育長からご挨拶を申し上げます。

## ○教育長

今日の協議事項ですけれども、一つ、配慮を必要とする子どもへのサポート連携体制について様々なご意見を頂きたいと思い提案させていただいたところでございます。この経緯をお話ししますと、実は陸前高田だけでなく、どこの自治体でも抱えている問題で、保育所、保育園と小学校をどうつないでいくかとか、あのあたりのつなぎをどう上手くやっていってその子にとって、いい感じの支援、指導ができていくのか、日本全国大きな課題ではないかと思うことが一つ。もう一つは1月にアメリカに行って学校を見せてもらった時に、小学校の先生がみんな口をそろえて言ったことが、『うらやましい。』と言ったんです。それはなぜかと言うと、キンダー（こちらの幼稚園）、プリスクール（こちらの保育所）である程度スクリーニングといて様々な支援が入って様々できて、それを基に小学校に入ってくるので、すごくスムーズな移行ができています。小さい所で様々な大人がサポートに関わっているということに、すごく先生方はうらやましさをもって、私はそれを聞かされたものでした。そういうあたりを高田でも実施したいと思っていました。ただ、もう一つはこの町だからこそできるという視点があって、先ほど市長がお話ししました、『子供の数が少ない。』そんな現状はあるんですけれども、だからこそできることがあるのではかということ、そんなことを考えてみて今回一つの案ということで提示をさせていただきます。

ぜひ教育委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂きまして、より良い感じの仕組みができていけば良いと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

## ○管理課長補佐

では次に、次第3の協議に移らせていただきます。

協議の進行につきましては、戸羽市長をお願いいたします。

## ○市長

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。早速、協議に入らせていただきます。

まず、議題の一つ目であります「配慮を要する子供へのサポート連携体制について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

## ○学校教育課長

学校教育課長からご説明いたします。A4版横型のプリントをご覧ください。表紙には「たかた子どもサポート（素案）」とございますが、この事業を通しまして「支える」と「育てる」という視点で子どもたちを見ていきたいと思っております。とかく「支える」ところに視点がいきがちなのですが、障がいのある子供たちも一緒に育てていきたいという視点を強く持っております。

では、3ページをご覧ください。現在どの学級にも何らかの特別な配慮を要する子供が6.5%いると言われております。30人学級としますと1クラスに2人いるという計算になります。

では、4ページをご覧ください。「支える」のキーワードはご覧のとおりなのですが、子供たちと保護者に安心を提供していきたいと思っております。

5ページをご覧ください。「支える」で目指すことなのですが、具体的に発達障害等を有する子供を早期発見、早期支援することによりまして、その子に合った支援を早期から実施し、特性を伸ばすことができると考えます。相談体制の構築をすることで、保護者、保育士、教員がそれぞれ、保護者には安心感、指導者にとっては見通しをもって指導することができると考えます。そして、「つなぐ」ですが、専門機関・医療へつなぐことによってより専門的な見地から子供を支援していくことができると考えます。これらの事を行うことで、保育所・保育園から小学校へのスムーズな移行ができると考えております。

6ページをご覧ください。右側の青い部分は教育委員会が現在、保育所・保育園に対して実施している事業になります。左側につきましては、福祉部が実施している事業となります。デイサービスの部分は小中学校になります。この二つの、福祉部・教育委員会をつなぐ共通のものとして保育所訪問を実施しております。これは就学の前年度に年1回実施しているもので、ふれあい教室の担当者、気仙支援光陵支援学校、そして教育委員会の指導主事が一緒に訪問するものになります。就学説明会につきましては、ふれあい教室に通っている子どもの保護者に対して、年1回教育委員会が実施しているものになります。それから、就学相談ということで随時指導主事が保護者の相談に乗っている状況になります。

こういったことを踏まえまして、7ページをご覧ください。福祉と教育をつなぐ機関として今回、「巡回支援相談員」を配置したいと考えております。この「巡回支援相談員」を配置することによりまして、全保育所・保育園・小学校を巡回していただき、子供の実態把握、保育士・教員にとっては支援方法の検討、保護者相談など、場合によっては医療機関につないだりということで、保護者・教員・保育士に有効に働きかけたいと思っております。

8ページをご覧ください。「巡回支援相談員」が中心にいますが、中心から矢印が向かっておりますこの黄色の矢印は関わる太さをイメージしております。

9ページをご覧ください。「巡回支援相談員」の配置の構想なのですが、今年度9月補正、実際には10月になると思いますが、そこで補正を組んでいただきまして、全保育所・保育園・小学校1年生を訪問していく計画でおります。1週間29時間勤務を考えております。本格スタートは令和2年度を考えておりまして、令和2年度には2名を配置し、西側・東側地区をそれぞれ1名ずつ担当することを想定しております。人材としましては、気仙光陵支援学校を退職した教員を想定しております。財源ですが、国の補助金を想定しております。地域生活支援事業といった補助金がありますので、そちらを想定しているところです。

10ページをご覧ください。主に3歳児から小3ぐらいまでのところをターゲットに考えております。

11ページは子供の困りごとをイラストにしたものになりますが、子供は何らかの形で困っている。それがいつどんな場面で、それを解消するためにはということで、やはりこまめな情報共有や話し合いの機会が必要ではないか、これらをサポートすることで、子供が抱えている混乱についての合理的配慮の第一歩になるのではないかと考えております。

12ページをご覧ください。事業推進上大切になってくることですが、今後は市民への周知であったり、チームでの支援と考えております。教育委員会だけではなくて、福祉部との連携

がますます重要になってくるかと思えます。

13ページになります。「育てる」のイメージですが、支援を要する子を個別サポートして「支える」イメージがあるのですが、それだけではなくて、支援を要する子を学級集団の中に溶け込ませることで、学級集団も育ったり、またはその中で支援する子も育ったりというイメージになっております。いずれにしましても、社会に出て生きて働く力を身に付けさせたいと考えております。

14ページは「支える」「育てる」のイメージ図になっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

#### ○市長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆さんからご意見ご質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長

ちょっと補足になりますが、「巡回支援相談員」指定そのものにつきましては厚生労働省で支援している仕組みでして、本日は福祉部長さんに来ていただいておりますけど、福祉部から様々な情報を頂いて、補助金のことはもちろん教えていただいて、国の流れのことなどいろいろ教えていただいて今回こんな形で原案としてまとめさせていただいたものです。学校教育課長から話がありましたけれども、今までは教育委員会は教育委員会、福祉は福祉、保育所は保育所、小学校は小学校、みたいな区分けがあったんですが、それを良く絡め合いながら今回のこの支援制度をやっていききたいなど、そんな背景の流れがありましたのでご紹介と説明をさせていただきます。

#### ○市長

ありがとうございます。今の補足も踏まえて、皆さんから何かあればお願いしたいと思いますが。

#### ○木下委員

私が聞くのも、やってきた中で聞くのも大変申し訳ないのですが、結局今で詰まっている部分、不足している部分、そこに入ってきてくれるということだと思うのですが、具体的にどの部分が学校とすれば楽になるというか、助かるというか、学校も本人もそうなんだけれども、具体的にその辺りの流れを教えていただけないでしょうか。

#### ○学校教育課長

わかりました。小学校としますと、特性のある子供に配慮ある指導がなされてくれば、小学校で困ることも軽減されるのかなど、ということがあります。実際問題として、保育所・保育園を年1回回っているのですが、保育園の先生方は、実際この子をどう指導したらいいんだろうっていうのが正直困っているんです。それで、年1回、気仙光陵支援学校の先生と一緒に回ると、その助言をすごく求めている現状があります。ですので、そのような助言が、日常的に保育所・保育

園で行われれば、もっともっとスムーズに保育が、より質が高くなっていくのではないかと考えます。その結果、小学校に入った時ももっともっとスムーズに小学校に溶け込んでいけるのではないかと考えております。よろしいでしょうか。

○市長

他にありませんか。

○伊藤委員

もうちょっと具体的に知りたい部分があるんですけど、まず最初は情報を吸い取るという形になって、次に12ページのチームでの支援ということで、チームで介添えしていくというイメージでよろしいのですか。

たぶん保護者さんとか、保育園の先生とか、一番話すにあたって信頼関係が築かれるので、つないで丸投げといった感じではないようにちゃんとずっと最後までその人と関わってくださってくれた方が、信頼関係が作られ課題解決につながるといった風なイメージでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

はい。つなぎ、切れ目のない支援ということで、保育所・保育園でも支援相談員さんと面識があつていろいろ保護者が相談して、小学校に上がってもまた相談したり助言できたりという関係になればすごく良いのかなと、それを願っているところです。

○市長

他にありませんか。

○遠藤委員

3ページなんですけど、「著しい困難を示す児童生徒の割合、6.5%」とのことですが、いつも問題になっているのが、グレーゾーンの子供をどうするかということが一番問題だと思うのですが、そのグレーゾーンの子供のフォローもここでやるとすると、結構人数が6.5%より増えると思うのですが、1人で間に合うのですか。

○学校教育課長

はい。1人で間に合うのかと言われれば、そう言い切れないところもあるのですが、明らかに障がい、困り感を示している子どもに加えて、確かにグレーゾーンの子供も分け隔てなく何らかの困り感があれば見ていくべきではないかと考えています。

○福祉部長

ちょっと発言させていただいてよろしいですか。国のこの地域生活支援事業をご活用いただく場合は、そのひと一人が全部やるのではなくて、まずはグレーゾーンのお子さんも含めて、この人は支援が必要だというお子さんをまずは発見というか、多くのお子さんの中でそういう

お子さんがいたら、その人をまずは発見をして、適切な機関につないで、いろいろな人の協力のもと支援をしていく、というような形なんですね。また、例えば保育園の先生とか、幼稚園の先生にもこういうような支援の仕方したらもっとうまく支援できるんですというような、教え方の伝授とか、そういうのも含めてやっていくような形になっているので、本当にいろんな人が関わって支援をしていく、そんなことを想定している事業になります。

○遠藤委員

先ほどお話があったように、著しい困難な場合は誰がみてもわかるので手を差し伸べなければならないと分かるが、親とすればグレーゾーンの場合、「うちの子はどのようなだろう。」というところで手厚い支援をしてもらえれば良いのかなと感じておりました。

○学校教育課長

はい。グレーゾーンの子も含めて。

○遠藤委員

そちらを手厚く、お願いしたい。

○市長

私もお伺いしたのですが、これは全国の調査で、30人クラスで2名くらい発生する、と言うと語弊がありますが、そういうことだと聞きましたが、実際、陸前高田はここまでのパーセンテージにはなっていない、そういう話だそうです。

ただ、まさにそのグレーゾーンと言われる子供たちを含めれば高い数になるし、今回の趣旨目的というのは、できるだけ早く発見をしてあげて、そして手を差し伸べてあげることによって、通常的生活、通常のクラスにできる限り戻れる、ちゃんとみんなと同じようにできるというところに近づけるということでしょうから、そういう意味では遠藤委員がおっしゃったようにグレーゾーンの人たち、子供たちにも配慮して頂きたいと思います。

他にありませんか。

○木下委員

9ページに、人材を「気仙光陵支援学校退職教員を想定」ということで、なるほど支援学校の先生方は専門的なのでごく分かっているのが適任だなと思っているのですが、ただ、支援学校の先生が子供たちを見たときに、『この子は支援学校ではないですよ。』などの判断は比較的パツとしてくれるのですが、グレーゾーンのところは意外と難しい部分もあって、通常の小学校の経験者でも、特学の経験のある人は『この子は集団の中の生活は難しいな。』ということが、分かる人もいるのかなと。想定なので、まだはっきりしないとは思っていますが、もうちょっと広げてもいいのかなと。意見でもなんでもないので。

○市長

私も、実際ここまで具体的に書いてあるから、きっと意中の人がいるんだろうとしか思わな

くて。何も、支援学校の経験者とか、あるいは特別支援学級の経験者とかであればすごく広く聞こえるのですが、これは学校名まで書いてあるので、ちょっと違和感があると私自身思っていて、基本は基本で良いのですが、本当に良い人材をとということを意識して頂きたいと思います。

他にありませんか。

#### ○佐々木委員

発達障害の事を学校が、先生方や保護者がどの程度分かっているのか。それが一つです。たとえば、AHDとかアスペルガーとかLDとかいろいろありますがその中でも、誰が見ても分かる場合もありますし、さっき言った、グレーゾーンでも、グレーゾーンからちょっと薄い子もいるんです。その子たちにとってはおそらく家族で悩んでいるんです。でもなかなか現れない部分もたくさんあるんです。そういうこと含めると6.何パーセントよりもっと増えるんです。私は段階的にどっかで何かが、取っ掛りのある子がグレーに入って、なければそのまま生活していくんです。そういうことを含めて、どの程度学校や保護者が理解しているのかということなんです。

それから、中学校までは義務教育でありますから、情緒の子供たちには情緒学級があります。でも、支援学校にはないんです。情緒学級というのが。それがおかしいんです。情緒学級が小中にはあって高にはないこの段階。私はずーっと訴えてます。では、情緒の子はどこに入れば良いのか。『普通高等学校でも引き受けてもらえるところがありますから探してください。』と言われるとかなり厳しい、ハードルが。そういうおかしいところも多々あるので、どういう理解も必要だと思います。

それから、さっきの発見というイメージでいえば、比較的重い子にとっては発見はすごくしやすいし、保護者も「うちの子は違うな。」というのがすぐに分かりやすい。ただ、グレーの時に、保護者が常に「うちの子は、みんなよりちょっと遅い。」とか、「みんなより騒がしい。」というのは、年齢がかさむとおそらく治まるだろうと思っているんです。そのまま上がってきて、就学時健診の時がすごく大変です。だれがやるかといった時に、いろいろ、指導主事が絡むわけですが、言い方が悪いですが、保護者にだれが告げるかとなった時にすごく大変です。一番子供を見ているのは保育園の先生だったりするんですけれども、保育園の先生方は、「私たちは保育が基本なので、教育はしてません。」とばかりと言われます。そうすると保護者には言いません。私も市内の保育園を2回ほど全部回りましたけれども、どの保育園でも基本的なスタンスはみんなそうです。確かに基準どおり、保育はそうなんですけれども、もう少し踏み出してもらってもいいかなというような感じはすごくしています。認定こども園というのがありますが、高田の認定こども園のところに入れば良いなと思いつつ、保育園の先生方に聞くと、「認定こども園になると保育の免許と幼稚園の免許のどっちも取らなくてはいけないんですよ。」と言われました。そういう一つの障害というか壁もあるんだろうなと思いつつ、今の保育士さんたちはほぼどちらも取っている方が多いので、そういうところからおそらく、巡回支援の方が入っていったときに、保育園でどの程度の相談ができるのかな、保育園の先生を通して、それがすごく心配です。

それから、私は抱えているのは3歳から小3までの部分だと、保護者に対しての対応がすごく大切な感じがします。保護者が悩んでいて、どうしたらいいかと。でも、医者に行くと診断名が付くかもしれません。そしたらどうしたらいいかといった時に、支援学校の先生もある程度相談していただけるけれども、心理的な部分とかその保護者の想いとかがなかなか大変でないかと。ソーシャルワーカー的な方が入って、その子と医者と保護者とを繋いで、そして相談役をするみたいだと、すごく保護者は分かりやすく安心するのではないかと思います。そういう意味では、誰がとなった時には保護者にかなり入っていける方に、システムにしておいた方が良いでしょうなど。そうでないとおそらく、小さい子なら小さい子ほど保護者ですよ。本人よりも。保護者と先生というか学校と。そういう意味ではそういう方が、そういう相談や指導ができる方が相談員になっていただければなと思います。

#### ○市長

ありがとうございます。本当に先生がおっしゃるとおりで、私が一番気にしているのは、病気ではないにせよ、いわゆる告知というか、そこがすごく大事だと思っていて、この間、今お話がありましたけど、保育所・保育園で毎日お世話していただいている中で気付いていることっていっぱい本当はあるんだろうと。ただ、自分の範ちゅうじゃないというのが今のスタイルだと思う。範ちゅうじゃないというのは、言いつらいことだし、ならば見て見ないふりしてしまおうというところがあるのかもしれないと思っているんですけども、今回このシステムを作るにあたって、そこはみんなの合意がちゃんとないと、最後に親に誰が伝えるかは別にして、気付いた人がこのシステムの中にちゃんと情報を共有できるように情報を出してやらないと機能しないと私は思っているんで、そこは逆に福祉部でも保育士さんたちにもお話しいただいて、今回、総合教育会議の中でこういう話が出ていて、具体的に始めますよというところをぜひ共有していただきたいと思いますし、あとはやっぱり、動き出してみないと分からないところって実際にあると思うので、みんなで気持ちを共有した中でまず動き出してみ、不都合は当然出てくるでしょうから、その時にいろいろ改善していく、とりあえず今は動き出す前提で頑張ってもらいたいと思います。

情緒教育のところの、我々市役所は小中はいつも、陸前高田市立となっているから色々な事が言えるんですけど、岩手県立となるとなかなかしゃべりづらいんです。ただ、対県要望といって県にいろいろな要望を出す時があるじゃないですか、今先生がおっしゃられたことが問題としてあるのであれば、例えば陸前高田市として、あるいは気仙広域連合として、県にこういう現実があるんだと、ぜひ高校でもその部分を引き継いでもらわないと、せっかく小中で積み上げてきたものがそこで終わってしまうのではないかと、という話はあるのだからというふうに思いますので、あとで勉強をさせていただきながらできればと思っています。

他にありませんか。

#### ○遠藤委員

12ページのチームで支援のところ「ペアレントメンターの紹介」とあるのですが、これは実際にこういう方がいらっしゃるのか、これから養成するのか、お聞きしたいです。



○学校教育課長

正直、どなたかという方が現在いるわけではなくて、こういう方がいればいいな、会わせたいなというところで書いております。ことばの教室などですと、自分の子供が卒業しても、「ことばの教室の親の会」というところにずっと所属している方もいますので、ことばの教室だとそういう方がいるのかなというところですか。イメージできますか。

○遠藤委員

「ペアレント」だから親に対する後押しなんですね。そうするとそういうコンサルタント的な人が、専門の人がいるということですか。

○学校教育課長

ペアレントメンターといいますのは、障がいのある子供の子育てをした親、経験者がいまして、今自分が子育てに困っているといった人に、アドバイスとか助言とかをする関係ということですね。専門家ではなく、経験者と今困っている人の親同士がつながるというイメージです。

○市長

他にありませんか。

○佐々木委員

障がいという言葉にすごく抵抗感があります。「がい」という字は平仮名になりつつありますが、特にグレーゾーンとか例えばアスペルガーも対人が苦手でおとなしくて、そういうふうな感じの子はそうなんです、その逆もアスペルガーはあるそうなんです。すごく快活で、人の付き合いも活発で、頭も記憶力がすごいそうで1回教科書を読むとみんな入ってしまう。調べたらアスペルガーだったと。じゃ、その人も障がいかといったら、障がいに入らないような雰囲気です。確かに何らかの支援を頂かなければなかなか大変であれば「障がい」ということになるんでしょうけど、どうしてもグレーからホワイトに近いところまで全部「障がい」と言葉を使ってしまふところがなんか、もっといい言葉がないのかなと。特に家族の中にお年寄りがあると、障がいとか特別支援というと「特殊学級」というイメージが出てきてしまう。何かいい言葉がないのかなと。とりとめのない話ですが。

○市長

本当にそのとおりだと思います。そこに大きな隔たりというか、障がいという言葉に対してみんなが敏感に当然なるので、だから気が付いても見て見ないふりしちゃうんだと、言えないんだと思うんです。それが別に、「こういうところで指導を受けたら全然大丈夫だよ。」という話だったら別に言えるんだけど、何か「お宅のお子さんは・・・」みたいな話をするのはみんな避けたいということだから、まさに「障がい」ということなんだろうなと。それは陸前高田は陸前高田らしくやっていかないといけないと思います。

○市長

他にありませんか。

#### ○木下委員

すごく良いことだけど、ほんとに根本に行くと保伸先生が言ったように難しい事がいっぱいあるなど。学校ではとにかく関わって、学校ではこのことで本当に苦勞して、先生たちは勉強もしています。その特性ですよ。学校はだいたい集団なので、集団から外れてしまう子供がなかなか手のかかるということになってしまいます。それが特性だといって、じゃあ特性だから学校の中でそれでいいと認められるか、というとやっぱり認められない。運動会練習するときに勝手なことやって、あの子は特性だからいいかということ、周りの子も「好きなことやって良いの。」ってなってしまう。それで見てもらって、この子は特別に支援しなきゃだめなんだとなった時に、親からすれば「この子は体験が、人と関わることが少ないからいっぱい関わらせてくれ」と。それはそのとおりだと。それで、分からないんですよ、どちらが正しいのか。関わって、関わって、やってうまくいくところもあれば、関わってもなかなかうまくいかなくて、かえって本人が苦しんでいる場合もあったりして。子供によっては、離して特別支援教室で指導して、そしていい状態でみんなの前に出て、いい状態を出す子供もいれば、特別支援教室になってしまえば、なかなかみんなの所に戻れない子もいたりして。要は、学校でもいろいろやっているんですが、どうしても、一人でいっぱい見れないという苦しさがあって、こっちを見てればこの子は見れない、この子を見てればこっちを見れないという、そういう部分もあるので、その辺りも学校の意識としてそれに学校全体で取り組むという意識、今でもあるんですけども、現実問題、自分の学級を持っているとそれで精一杯のところがあるので、ちょっとうまく言えないのですが、学校にどうアプローチというか、学校がどう取り組んでいけばいいのかという辺りの悩みとか、もっとこういう風にした方が良いのではというのがあるかもしれませんので、その辺りを是非、校長先生とかと話を持っていただければ良いのかと。困っていることがいっぱいあるし、本当はこういう風にしたいたいというのがあると思いますので。ただ、ネックは人が足りないということなので、それは我々ではどうすることもできないので、その辺り、学校とのやり取りも多くしていけばうまく機能するのではないかなと。でないと、結局は来てもらうから見てもらっていい。だめならそっちという感じになってしまい、ただ選別するだけではまずいので、どう支援するかどう指導するかというと、学校全体として学んで、そして取り組んでそれを浸透させるのが一番大切だと思うので、その辺りをどう具体的にやっていったらいいのかという辺りを、難しいけどすごく大切な事なので、是非ここに入っていかなければいけない問題だなと思っています。

#### ○学校教育課長

決して選別するだけではなくて、今でも小学校とかに、気仙光陵支援学校から年に何回か行っているかと思います。そんな感じで頻繁に行って、一緒に考えたり助言したりということになれば小学校の先生方もすごく良いのかなと。当然、校長先生方とも支援の在り方とかで意見交換するかと思いますので、そういう風になればいいなと思っています。

#### ○市長

ありがとうございます。他にありませんか。

#### ○教育長

いま、意見を様々出していただいておりますが、ありがたいなあと思う反面、ある種、十人いれば十通りのいろいろな意見があって、はっきり言って面倒くさいといった部類のものなんです。なかなかみんなメスを入れていかないようなそんな問題なのだけれど、まず一つの試案、試しとしてこれをやってみて、やって見えた課題でまた軌道修正していく、そんなスタンスで今いるんです。だからこれで100%うまくいこうなんて思ってなくて、まずはやってみて、それでダメだったらまた知恵借りて、「よし、今度はこれで攻めてみよう。」みたいな感じの取っ掛りにしてやっていきたいなど。なので、今みたいにたくさんある意見を常に求めたいし、言っていただけたらと思います。

#### ○木下委員

すみません。さっきの発言に付け足します。結局、こういうことです。教育事務所でコーディネーターがいて、各学校を回るんです。そうすると大変な子供がいると、言葉はずごく悪い乱暴な言い方をすると、見てもらってお任せしてしまう。事務所に帰ってきて、「あの子は学級の中でどういう位置でどうしたいのか、どうやろうとしているのかというのがなかなか見えてこない。」という話をしているんです。学校は本当に、担任は毎日苦勞しているんですが、「お願いします。」と今コーディネーターが行ってるのと同じになってしまわないように、もっと受け皿というか、学校自体が考え方をちょっと変えていかないと、今のままではなかなか学級担任に任せられているということがあるので。先ほど言いたかったのはそういう事です。

#### ○市長

他にないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。2つ目の議題は「陸前高田市教育大綱の見直しについて」でございます。事務局から説明をお願いします。

ここで、福祉部長とこども未来課長退席する。

#### ○管理課長補佐

それでは、管理課長補佐から陸前高田市教育大綱の見直しについてご説明をさせていただきます。右肩に資料No.1とある資料をご覧くださいと思います。大綱策定の趣旨等についてでございます。

まず1番「大綱の定義」ですが、「教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。」ものでございます。

2番「根拠法令」としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されてございます。

3番「策定の趣旨」でございますが、予算編成や条例提案等の権限が首長になることと、そ

れから近年の福祉や地域振興などの一般行政と教育行政の連携が必要となっていることなどを踏まえまして、首長に教育大綱の策定の義務付けが行われまして、それにより施策の総合的な推進を図ることとされているものでございます。

4番「現在の大綱」でございますが、先ほどの地方教育行政の法律の改正により、平成27年9月に現行の大綱を策定しております。基本理念といたしまして「郷土で学び 夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」。第8次の教育振興基本計画と、震災復興計画を基本として策定したものでございます。

5番「大綱の見直し方針」ですが、今般、陸前高田市まちづくり総合計画を策定いたしました。また、第9次陸前高田市教育振興基本計画につきましても同様に策定したことから、これらの計画と現行の教育大綱について見直しを行い、整合性を図るものでございます。

次に2ページをお開き願います。資料No.2でございますが、「教育大綱と教育振興基本計画」の関係について図にお示しをしたものでございます。太枠で囲んだ部分が教育大綱でございます。総合的な施策の目標、根本方針を定めたものでございまして、右側の細い四角で囲んだ部分が教育振興基本計画で、教育振興基本計画は目標、方針の他、具体的な施策、取り組み内容を定めることになっております。これらの大綱と基本計画については目標、方針の部分で一部重なる部分が出てくるということでございます。どちらも根拠法令は異なりますが、国の教育振興基本計画を参酌して、それぞれ定めることとされております。なお、教育振興基本計画を定めている場合は根本方針や目標が大綱に該当するというふうな位置づけとすることも可能というふうにされてございます。

3ページをお開き願います。教育大綱の見直し案でございます。基本理念といたしましては現行の教育大綱と同様に「郷土で学び 夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」で、ここは変更をしてございません。基本方針のほうですが、1番から大項目で6つの項目を基本方針として掲げております。それぞれ、基本的な施策をその下に掲載しているところでございます。

内容についてご説明いたしますので4ページの資料No.4をお開き願います。陸前高田市教育大綱の見直し案と、今般作成しました、第9次陸前高田市教育振興計画の体系図の関係を図示したものでございます。大綱の基本理念と振興計画の将来像につきましては文言が同様に「郷土で学び 夢を拓く、心豊かでたくましい人づくり」としております。今回、大綱の見直し案につきましては、基本的には第9次教育振興基本計画の基本政策の部分とリンクさせるような形で見直し作成をしております。

1番、社会でたくましく生き抜いていく力の育成、大綱2番の一人ひとりを大切にされた学校教育の推進につきましては、それぞれ振興基本計画の基本政策と同様の内容となっております。下の基本的な施策につきましても同様の内容で整合性を図っております。

また、基本計画の基本政策の4番の部分に安全・安心な学校教育環境を整えるという区分がございます。こちらについてはそれぞれ大綱の1番、2番の具体的な取り組み方針の方にもそれぞれ掲載してございます。大綱の3番と4番は社会教育に係る部分でございます。3番につきましては、家庭と地域の教育力の向上ということで、同じく教育振興基本計画の政策3番から、大綱4番の人生を豊かにする生涯学習の推進につきましても基本政策の生涯学習の推進とリンクさせるような形で内容も同様となっております。大綱の5番、多様で個性ある文化の創造につきましては文化財に関する部分と芸術に関する部分を含めて1項目方針を出し

ております。同様に、教育振興基本計画の基本政策の部分と、リンクさせるような形になっております。大綱6番、生涯スポーツの推進につきましては、基本計画の方はまちづくり総合計画の構成の関係で3つに分かれておりますがそれらを1つにまとめましてスポーツの推進ということで1項目設けたところでございます。

次に5ページをお開き願います。資料No.5でございます。こちらは現行の教育大綱と今回の見直し案の比較対照表でございます。現行の大綱は学校教育、それから社会教育、そして震災復興計画を踏まえておりますので教育環境の整備、施設整備の関係は1項目あります。それから、多様で個性ある文化の創造ということで、文化の関係を含めて全部で4つの方針を掲げておりましたが、今回はまちづくり総合計画、教育振興基本計画の策定に合わせて、6項目の方針としたところでございます。

次に6ページをお開き願います。資料No.6は大綱見直しに係る今後のスケジュールについてでございます。本日、総合教育会議におきまして原案をお諮りさせていただいて、頂いたご意見を基に大綱を修正、次回の総合教育会議を11月に今のところ予定しております。こちら第2回の総合教育会議で大綱の決定を頂きまして、議会説明と公表を年内12月までに行いたいと考えております。また、可能であれば11月に予定している総合教育会議を前倒しも視野に入れつつ、大綱の見直し事務を進めてまいりたいと考えてございます。

7ページの資料No.7-1以降につきましては、現行の大綱の関係と、国の教育振興基本計画の内容が載っておりますので、ご参考にお願ひできればと思います。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○市長

ありがとうございました。ただ今、説明を頂きましたがご質問、気が付いた点がありましたらお願ひしたいと思います。

○遠藤委員

5ページの見直し案の3番ですが、家庭と地域の教育力の向上とありますが、教育力とはどういうことなのでしょう。

○管理課長補佐

ここにありますが、家庭と学校と地域との連携協働を図ること、今年から地域学校協働活動ということで取り組むことにしております、学校、家庭、地域との連携協働を一つの取り組み方針としております。その中で地域の教育力の向上といいますのは、地域全体で子供を育てていくような環境作りですとか、そういった取組を進めていきたいといった内容でございます。

○遠藤委員

家庭に関しては。

○管理課長補佐

家庭の教育力の向上につきましては、ひとり親家庭ですとか、地域で孤立してしまっている家庭への対応が課題となっているとのことでありますので、そういった方々への情報提供ですとか、あるいは支援ですとかそういった取組を進めていきたいといった内容でございます。

○遠藤委員

家庭の教育力の意味が。

○市長

言葉の捉え方だと思いますが、私が今言われてなるほどと思ったのは、例えば学校と地域の協働活動はこの間議会でも話が出たりしましたけど、PTAの人たちと、学校、地域の人たちとの連携を強くしていきましょうというのは分かるんです。それが、教育力になるんですかと言われると。教育力と言うと学力も含めた、教育の中身というふうに捉えた時に、PTAが一生懸命に学校をフォローしたから教育力が上がるかというふうな捉え方になっちゃうと、皆さんが違和感を感じるようになってしまうのではないかと思うんです。やること自体はすごく良い事なのですが、教育力という言葉を使っちゃうと、今のような質問になってしまうような気がします。みなさんが使っている教育力と言う意味はどうでしょう。

○教育次長

ニュアンス的な形で、教育力という捉え方。地域と一緒に子供を育てましょうといった意味合いなので。表現が捉え方によってはおっしゃるような感じになると思います。

○遠藤委員

地域で考えると、皆で協力して総合的な、様々な面を結集して子どもを育てましょうというのは分かるのですが、先ほど市長がおっしゃたように、家庭の教育力となると、算数を教える家は教育力が高いのかとか、そういう分からないところがある。

○木下委員

よく学校でも、家庭の教育力というのを使うんです。それは、どちらかという国語とか算数というよりも、道徳的な事とか意欲的な事とか、基本的な生活がきちんとできるようにするとか、そういうことでよく基本的な生活習慣や挨拶する事とか優しさとか、そういった意味合いで学校では使っていたように思います。

○佐々木委員

私も同じです。家庭だったらしつけとか。具体的にはそういうことの向上です。道徳の力とか、知的学力だけじゃない精神的な要素も含めたこと。例えば今回大震災があった時に暴動が起きなかった。皆がずっと並んでいる。あれは、永遠と続いてきた教育が現れた一つだと思います。そういうのが教育力という表現になるのかなと考えていました。

○市長

要は、この計画、大綱は誰のためなのかということをお我々考えなければならなくて、専門用語みたいなのをお我々はつい使ってしまうがちですが、確かに教育現場では教育力というのをそういう使われ方をしているのは認知しましたが、現に遠藤委員も私も違うふうにとってしまったというのは、これを教育委員会だけのルールでこれを見るんだったら、それで良いかもしれませんが、これを市民が見たら、我々と同じ感覚で見ると思います。

○教育次長

もうちょっと、誰が見ても分かりやすい表現を考えてみたいと思います。

○市長

教育現場だけならこれで良いと思うのですが。良い言葉があればですが。他にありませんか。

○佐々木委員

市の組織が大きく変わって、スポーツと文化がまちづくり推進課にあって、実質やっているのはまちづくり推進課。教育の分野なので、例えばここにある5番6番はあくまで教育という、市の教育という大きな大綱で捉えた表現でよいのか。というのは、これを見たとき教育委員会が司る感じに受け止められるんだけど。窓口になると今年から違う。その辺のところ、どこが担当というか、その辺がクロスしている部分もあるのかなという感じがしている。これでみなさんが御理解しているのであればそれでよいのですが。

○教育次長

元は教育委員会で、事務委任という形で下している部分もあり、市長部局にやったものもあるんですが、元は教育といった形で元締めは教育委員会です。

○市長

スポーツはいれなければならないのか。今回、中教審の考え方があってスポーツ分野は教育委員会から外して、高齢人口の拡大を含めて担当部署を変えた訳だけでも。実際にやっているのは教育委員会じゃない。何かルール上入れなければならないのか。載せなければならないのか。

○教育次長

今回の場合はつくりが逆というか、教育振興基本計画に載ってるもので、そこで大綱を作った形ですが、本来であれば、まちづくり総合計画が一番最初にあり、その教育分野で教育大綱があって、それがあって教育基本計画になる順番だと思うのですが、今回は教育振興基本計画ができていましたので、その基本的な施策の部分の挙げていったので、こういった作りになっているのですけれども、教育振興基本計画の中にも入っているんで、今回大綱の方にも入れているという、形的にはそうなります。

○市長

教育振興基本計画については、機構改革の前の段階で作られたからとの事だと思えます。では、この大綱は、先ほどスケジュールを示されたけれども、正式に決定されるのは、溯って何月何日と戻るわけなので、なくても良いのではないかと。

○管理課長補佐

教育大綱は、市長が定めるということになりますので、あくまで教育委員会で管轄しない部分についても、基本的には載せていくことになるんですが、載せなくてはならないというものでもないというふうな解釈になっております。

○市長

ということは、市長部局も何か含めた中での全体の考えだから、これを載せることにはやぶさかではないということ。ただ、ここの議論には基本的には乗っかってこないということが良いですか。

○佐々木委員

そうすると、今、総合教育会議なので議論ができるのですが、教育委員会会議になると文化とスポーツについては、そこでの話題ではないということでしょうか。

○管理課長補佐

はい。

○佐々木委員

その分野は、まちづくり推進課の方で企画運営していくということになるのですね。その辺が非常にややこしい感じがします。

あと、すごく面倒くさいのが、公民館はあくまで教育委員会から離れられないんですよね。法律、公民館法であるので。きちっと残っているのですが、内容についてはみんなまちづくり推進課の方に行ってしまう

○市長

公民館事業については、それぞれのコミセンからも言われていて、なんで2つのやらせるのか言われている訳です。法律がそうなんですと一般の方に言っても、それは分からないところなので。そこは基本、一本化しながら生涯学習のところのメニューなども、今まで教育委員会にいろいろやってもらっていることなどもできるだけ持っていきましょうと。今ちょうど過渡期というか、分離するといっても簡単ではなくて、スポーツもレジャー的なスポーツだけでは本来なくて、子供たちの発達に係る部分もある訳ですから、スポーツを抜くというのも変な話なんですけど、ただ現状はこうなっています。

○佐々木委員

公民館とコミセンがほぼ一緒の状態、活動内容もほぼ一緒で、一緒になるのは良いのです



が、例えば、公民館運営委員を決めるのは教育委員会会議で決めているんですよね。非常にまだ違和感がいっぱいあって。でも、実質やろうとしていることは、ほぼまちづくり推進課でやっていただいている状態だと受け止めていて、その方がはるかに公民館事業とコミセンの事業が一緒にできるので、市民の方々にちょっとは分かりやすくなったのかなど。聞かれたのは例えば、芸文教で聞かれたのが、「なんで後援は大船渡市教育委員会、陸前高田市、住田町教育委員会となっていて、陸前高田市だけ教育委員会がないね。」と。この状況を説明しないと分からない。「陸前高田市は、文化に関しては市長部局になったので、市なんです。あとはまだ教育委員会でやっているんです。」と。でも、なかなか理解していただけない。その辺のところはまだ少し理解できていないところで、これからもあるんだろうなと思っていました。

○市長

他にありませんか。

先ほどのスケジュールの状況から行くと、今でなくても意見を言う場面があると思うが、それはどこまでですか。

○管理課長補佐

今、皆様には教育委員会の定例会が毎月ありますので、そういった場を通じてご意見を頂きながら修正していきたいと思っております。

○市長

そういうことでありますので、もし、今なければ別の機会、教育委員会定例会などでお話しいただければと思います。では、ただ今議題となっております、教育大綱の見直しについての協議を終わらせていただきたいと思います。

○管理課長補佐

次に次第の4、その他でございます。事務局からは特に用意してございませんが、委員の皆さまからございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回陸前高田市総合教育会議を終了とさせていただきます。